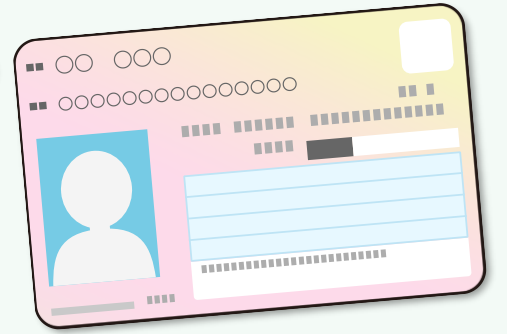


マイナンバーカードをお持ちの患者さまへ



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

当院では、2023年2月1日よりオンライン資格確認の運用を開始しています。

マイナンバーカードをお持ちの患者さまは、受付・会計の横に設置しているカードリーダーにマイナンバーカードをかざすことにより、マイナンバーカードを健康保険証や限度額認定証として利用することができます。

初めてご利用する場合は、カードリーダーで利用申し込みが必要となりますので、画面案内に従い手続きをお願い致します。

マイナンバーカードが対応できない保険証や市町村の公費受給者証をお持ちの患者さまは今まで通り月1回外来窓口にて証類の提示をお願いすることとなりますのでご理解・ご協力をよろしくお願い致します。



オンライン資格確認とは

マイナンバーカードまたは健康保険証の保険資格情報を医療機関や薬局が保険者等にオンラインで照会し、確認することができる制度です。

オンライン資格確認・マイナンバーカードの利用方法などの詳細について

詳しくは厚生労働省のWebサイトをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

